

令和4年度 第2回倉吉市青少年問題対策協議会

倉吉市小中学生のいじめ・問題行動及び不登校に対する状況について説明し、早期発見・未然防止及び対応等について協議しました。

○日時 令和5年1月26日(木) 午後3時～4時30分

○場所 成徳コミュニティセンター 第1・2会議室

○内容

1 開会

- (1) 開会あいさつ
- (2) 自己紹介

2 事務局説明

- (1) 倉吉市小中学校の生徒指導上の実態について(概要)
- (2) 倉吉市小中学校のいじめ・問題行動の状況について
- (3) 倉吉市小中学校の不登校の状況について

3 協議

- (1) 倉吉市小中学校のいじめ・問題行動の状況について
- (2) 倉吉市小中学校の不登校の状況について

【主な意見】

○不登校について

- ・不登校の要因のひとつとして、小さい頃から学習の積み上げができていない中で、授業についていけなくなっていることがあげられる。個別に対応することが必要であるが、学校現場での対応については、環境面、人為的な面で難しさがあることも理解できる。
- ・個別の対応が必要となるため、ひとりひとりのアセスメントを丁寧に行う必要がある。

○いじめ・問題行動について

- ・いじめ被害にあった児童生徒が、その時点では「大丈夫」と言ったり思ったりしても、その後何らかの症状が出てしまう事例もあるため、十分な見守り、支援等が必要。
- ・いじめ事象が起きている場で、傍観的な立場の子どもたちがやめるような言動や誰かに助けを求めるような行動はなかなかできない。(特に年齢が若い場合)そのような場面で、困ったときには大人に伝える意識づけや大人に言える環境づくりが大切。4月からの学級づくりについて振り返る必要があるのではないか。
- ・いじめ事象については、起こった後の対応が大事である。(被害加害だけでなく、周囲の児童生徒への指導等)
- ・加害的な立場の児童生徒について、個別にキーパーソンとなる人がついて、思いを引き出し、対応できることが望ましい。
- ・問題行動について、学校が対応した後の該当児童生徒と他の児童生徒の関わりについて、丁寧に見ていく必要がある。また、保護者の協力も必要である。

4 その他

○条例改正について

- ・現在、いじめの重大事態については、より被害者等に寄り添った、専門家による調査の仕組みが必要であることから、倉吉市いじめ問題調査委員会を設置することができるように、倉吉市青少年問題対策協議会等条例の一部を改正しているところである。

5 閉会